

## 防府市緊急告知防災ラジオ等の配布に関する要綱

平成22年6月16日制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において市民等へ適切な防災情報を確実に伝達するため、同報系防災行政無線放送（以下「防災無線放送」という。）と連動したFMラジオ放送（77.3MHz）及びケーブルテレビを利用した緊急告知放送を受信することができる防府市緊急告知防災ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）並びに接続機器類を配布することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱においての用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 防府市緊急告知防災ラジオ FMラジオ放送（77.3MHz）を受信することが可能であり、かつ防府市の防災無線放送と連携した緊急告知放送の自動強制受信機能を備えたラジオをいう。
- (2) 接続機器類 防災ラジオに付属するアンテナとは別に、受信状況の改善のため端子を介して防災ラジオへ接続するアンテナ及びケーブルテレビと接続する機器類（分配器、同軸ケーブル及びラジオ接続ケーブル）をいう。

### (責務)

第3条 この要綱により防災ラジオ及び接続機器類（以下「防災ラジオ等」という。）の配布を受けた者は、この要綱の趣旨に沿って適正に使用しなければならない。

### (配布)

第4条 市長は、毎年度予算の範囲内において配布する。

### (世帯への配布)

第5条 市長は、1世帯につき1組の防災ラジオ等を有償で配布するものとする。ただし、防府市緊急告知防災ラジオ等の無償貸与に関する要綱により、防府市緊急告知防災ラジオの無償貸与を受けていない世帯であって、次に掲げるいずれかに該当する世帯には、無償で配布することができる。

- (1) 障害者手帳の交付を受けた障害者がいる世帯

(2) 要介護 1 以上の認定を受けた在宅生活者がいる世帯

(3) 75歳以上の高齢者（当該年度に75歳になる者を含む）がいる世帯

2 前項本文の規定に関わらず、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、2組以上の防災ラジオ等を配布することができる。ただし、前項ただし書の規定は、適用しない。

(要配慮者利用施設等への配布)

第6条 市内の要配慮者利用施設（無床の医療機関を除く。）には、市長が認める数の防災ラジオ等を無償で配布するものとする。

2 市内の事業所（前項に掲げるものを除く。）には、市長が必要と認める数の防災ラジオ等を有償で配布するものとする。

3 市内の自治組織及び自主防災組織には、市長が必要と認める数の防災ラジオ等を有償で配布するものとする。

(優先配布)

第7条 防災ラジオ等の配布については、申し込みが多数の場合は抽選とする。ただし、第5条第1項ただし書各号に掲げる世帯及び前条第1項の要配慮者利用施設には、優先的に配布するものとする。

(申し込み)

第8条 防災ラジオ等の配布を希望する者は、防府市緊急告知防災ラジオ等配布申込書（第1号様式）により申し込むものとする。

(防災ラジオ等の取付設置)

第9条 防災ラジオ等の取付設置については、次に掲げるどちらかの方法を選択することができる。

(1) 市に依頼する

(2) 自分で行う

2 前項第2号の方法による取付設置後、緊急告知放送を受信できないときは、前項第1号の方法に変更することができる。

(負担金)

第10条 第8条の申し込みを行う者で第5条第1項本文、同条第2項ただし書、第6条第2項及び第3項に該当する者は、2,000円（防災ラジオ1台当たり）を負担しなければならない。なお、接続機器類は無償とする。

2 前項に定める額の負担については、市長が別に定める方法により納付するものとする。

3 前項により市に納付された負担金は、還付しない。ただし、市長が過誤納その他特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、防災ラジオ等の配布について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(国の緊急雇用創出事業による取扱)

2 第 9 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、平成 22 年度・23 年度に係る同号に掲げる負担については、国の実施する緊急雇用創出事業により取付設置する場合に限り無償とする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 24 年度における取扱い)

2 改正後の第 10 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、平成 24 年度に係る同号に掲げる負担については、改正後の第 9 条第 1 号に掲げる方法により防災ラジオ等を取付設置する場合（平成 24 年度中に完了するものに限る。）に限り、無償とする。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、既に従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

(平成24年度における取付設置方法を変更する場合の取扱い)

2 改正後の第11条第2項の規定による取付設置の方法を変更する場合の平成24年度における同条第1項第2号に掲げる負担については、平成24年度中に取付設置が完了するものに限り、無償とする。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、既に従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ、使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年度における取扱い)

2 第11条第1項第2号の規定にかかわらず、平成25年度に係る同号に掲げる負担については、第10条第1号に掲げる方法（第11条第2項の規定による変更の場合も含む）により防災ラジオ等を取付設置する場合で平成25年度中に完了するものに限り、無償とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ、使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ、使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ、使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ、使用することができる。